

## 市税等に係る督促状の誤発送について

4月30日(木)納期限の令和8年度固定資産税(第1期)及び介護保険料(第1期)の督促状を発送したところ、その一部について、すでに納付済みであるにもかかわらず、誤って督促状を送付していたことが判明しました。

誤って督促状が発送された皆様に、多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

### 1 対象件数

90件(固定資産税 88件、介護保険料 2件)

### 2 経過

5月20日(水)に督促状を発送したところ、受け取った納税者から、指定した振替口座から引き落としされているにもかかわらず督促状が届いたという連絡が5月25日(月)にあり、調査した結果、誤発送が発覚しました。

### 3 原因

5月12日(火)に再振替された結果を反映していない状態のまま、督促状を作成・発送したことによるものです。

### 4 今後の対応

- (1) 連絡先のわかる納税者に対しては、電話によりお詫びと今後の手続きを説明します。
- (2) 連絡先が不明な納税者、及び連絡の取れなかった納税者に対しては、お詫びと説明の文書を送付します。
- (3) 督促状により納付をしていない納税者に対しては、督促状の破棄を依頼するとともに、すでに督促状により納付された納税者に対しては還付等の手続きを進めます。
- (4) チェック体制を強化し、確実に再発防止を図ってまいります。

本件についての問い合わせ先  
佐渡市役所財務部税務課  
担当:大和  
電話(直通)0259-63-5110